

回覧

秋の全国交通安全運動

9月21日（水）～9月30日（金）

◎スローガン◎

「安全は 心と時間の ゆとりから」

「高齢者 模範を示そう 交通マナー」

運動の重点

（1）子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

道路を横断するときは、横断する意思を車の運転者に明確に伝え、周囲の安全を確認しながら横断するように呼びかけましょう。

（2）夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

夕暮れ時は、前照灯を早めに点灯しましょう。

（3）自転車の交通ルールの遵守の徹底

加害者にも被害者にもならないために、交通ルールとマナーを守って、自転車を安全に利用しましょう。

（4）二輪車の交通事故防止

二輪車を運転するときは、ヘルメットやプロテクター等を正しく着用し、夜間走行時は、反射材を効果的に活用しましょう。

9月30日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



秋の全国交通安全運動の詳しい取り組みにつきましては、藤沢市のHPで閲覧できます。

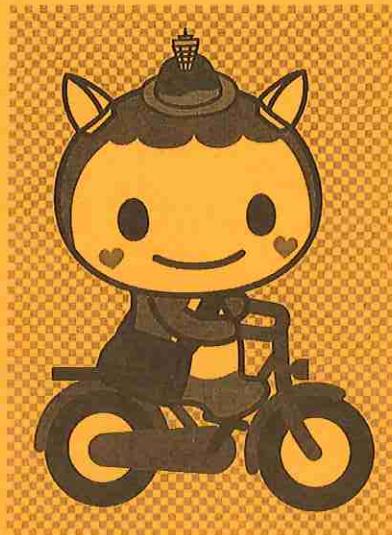
<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bouhan/bosai/anzen/kotsuanzen/undo.html>

藤沢市交通安全対策協議会

事務局：藤沢市防犯交通安全課 TEL 0466-50-8250（直通）

自転車に乗る時は交通ルールをしっかり 守りましょう！

1. 自転車も乗れば車の仲間入りです。原則として道路の左側を走らなければいけません。



2. やむを得ず、歩道を走る際は（※1）、歩行者が優先です。ベルを鳴らして歩行者をどかしたりしてはいけません。（道路交通法違反になる場合があります。※2）

3. 「止まれ」の標識では必ず一時停止しましょう。
左右の安全を確かめてから、進みましょう。

（※1）13歳未満の子供や、70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転するときや、「自転車および歩行者専用」「歩道通行可」の標識があるとき、また、やむを得ないと認められるときには、歩道を通ることができます。

（※2）道路交通法第54条の第2項「車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りではない」